

- ・企画段階から民間事業者が関わることによって、公共施設等の整備等の事業を地域の価値や住民満足度をより高める事業にすることが期待される
- ・平成23年度の「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年7月30日法律第117号)」(PFI法)の改正で位置付けられた民間事業者の提案制度(※1)や、地方公共団体が実施している民間提案制度(※2)は、こうした企画段階からの関わりを実現する制度

「PPP/PFI事業民案提案推進マニュアル」より

(参考)

	※1:PFI法6条に基づく民間提案	※2:PFI法に基づかない民間提案
目的・概要	<p>民間事業者が、公共に代わってPFI事業の詳細な案(特定事業の案、VFM評価・計算書等)を提案する。</p>	<p>公募や事業リストで対象事業を限定し、民間事業者からアイデアレベルの提案を受け付け、その後の公共での事業化検討につなげる。</p>
提案に係る民間の事務負担	大	小～中
公共の事務負担軽減	効果大	効果あり

■出典:「PPP/PFI推進アクションプラン前半期レビュー」第50回PFI推進委員会(令和元年5月24日) 資料1-1(その2) 14頁